

財務諸表に対する注記(本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針
当年度から「社会福祉法人会計基準」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知)を採用している。
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
建物・構築物・車輛運搬具・器具及び備品並びにソフトウェア・・・定額法
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 本部拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
当拠点区分は、サービス区分が1つのため作成していない。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
当拠点区分は、サービス区分が1つのため作成していない。
5. 基本財産及の増減の内容及び金額
該当なし
6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするための必要な事項
該当なし